

企業団指定給水装置工事事業者、 臨時用水をご使用のみなさまへ

藤井寺水道センター

令和6年4月1日以降の臨時用水申込分から 臨時用水道料金の納付方法を変更します。

これまで、使用開始時にあらかじめ概算料金（前納金）を納めていただき、使用終了後に精算していました。令和6年4月1日申込分から、前納金をいただくことなく、使用された水量の料金を、検針月に請求します。

(従来)

臨時用水申込⇒前納金納付⇒臨時用水メーター受領、設置⇒開栓（使用開始）
⇒使用中（検針）⇒閉栓、臨時用水メーター返納（検針）⇒精算（還付）



(変更後)

| | |
|---------------|--|
| ① 既設メーターがある場合 | 臨時用水申込⇒開栓（使用開始）⇒使用中（検針・請求） ⇒閉栓（検針）⇒精算（請求） |
| ② 既設メーターがない場合 | 臨時用水申込⇒メーター受領、設置⇒開栓（使用開始） ⇒使用中（検針・請求）⇒閉栓（検針）⇒精算（請求） |

[令和6年4月1日からの取扱い]

- ※ 使用期間中は2か月ごとに検針し、料金の請求をいたします。
 - ・使用終了後（閉栓時）に最終検針日から使用終了までの料金を精算し、請求します。
 - ⇒ 請求書（納付書）は藤井寺水道センターから郵送いたします。
- ※ 従来どおり、申込時は「臨時用水申込書」の提出が必要です。
- ※ 既にお支払済みの前納金の取扱いは、今までどおり閉栓後に精算（還付）いたします。
 - ・なお、現在前納金により臨時用水を使用されている場合でも、一度精算（還付）し、検針ごとの請求に切り替えることができます。詳しくは、下記までご相談ください。

【お問い合わせ】 大阪広域水道企業団 藤井寺水道センター

連絡先（総務課）072-939-1302